

令和6年度標準監視指導回数

ランク	標準監視回数	業 種 等
A	2回以上／年	過去2年間に行政処分を受けた施設 認定小規模食鳥処理場 と畜場併設食肉処理施設
B	1回以上／年	乳処理業 食肉製品製造業 乳製品製造業 食肉処理業 乳酸菌飲料製造業 そうざい製造業 特別牛乳さく取処理業 複合型そうざい製造業 集乳業 複合型冷凍食品製造業 アイスクリーム類製造業(一般) 清涼飲料水製造業 液卵製造業 飲食店営業(仕出し、弁当、旅館、生又は加熱不十分な食肉を提供する施設) 1回300食以上又は1日750食以上の食事を提供するセンター方式の給食施設 認定小規模食鳥処理場(食鳥処理場休止届の届出があった施設) 認定小規模食鳥処理場併設食肉処理施設
C	1回以上／2年	飲食店営業(B以外一般食堂・レストラン、すし、めん類、中華料理、調理パン、軽食喫茶、料理店) 菓子製造業(パン・洋菓子、和菓子、その他) あん類製造業 食肉販売業(一般) 冷凍食品製造業 食用油脂製造業 缶詰又は瓶詰食品製造業 みそ製造業 マーガリン又はショートニング製造業 ソース類製造業 醤油製造業 豆腐製造業 酒類製造業 麺類製造業 納豆製造業 食品の放射線照射業 漬物製造業 密封包装食品製造業 みそ又はしょうゆ製造業 添加物製造業 魚肉練り製品製造業 水産製品製造業 食品の冷凍又は冷蔵業 魚介類販売業(包装、自動車を除く) B以外の1回50食以上又は1日100食以上の食事を提供する給食施設 福祉目的の食事提供を行う施設(許可施設以外)
D	1回以上／6年	飲食店営業(上記以外) 菓子製造業(屋台) 魚介類販売業(自動車) 喫茶店営業 アイスクリーム類製造業(その他) 氷雪製造業 B、C以外の給食施設 魚介類競り売り営業 調理機能を有する自動販売機による営業 食品の小分け業
E	随時	許可不要業種(上記以外の届出業種)